

大和市告示第233号

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年12月5日

大和市長 大木 哲

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成29年大和市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年度保育所等整備交付金交付要綱（平成29年3月31日厚生労働省発雇児0331第6号厚生労働事務次官通知「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」の別紙）及び平成29年度（平成28年度からの繰越分）保育所等整備交付金交付要綱（平成29年3月31日厚生労働省発雇児0331第7号厚生労働事務次官通知「平成29年度（平成28年度からの繰越分）保育所等整備交付金の交付について」の別紙）（以下これらを「国要綱」という。）並びに」を「保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」の別紙。以下「国要綱」という。）及び」に改める。

第3条第1号中「認めた者」の次に「又は法第56条の8第3項の規定により公私連携型保育所を設置する公私連携保育法人」を加える。

第4条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書」を「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（様式）

第9条 この要綱の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	第7条

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。